○経済産業省国土交通省令第三号

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）を実施するため、砂利の採取計画等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉

砂利の採取計画等に関する規則の一部を改正する省令

砂利の採取計画等に関する規則（昭和四十三年通商産業省建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「㊞」及び備考３を削り、備考４を備考３とし、備考５から備考７までを一ずつ繰り上げる。

様式第二から様式第三までの様式中「㊞」及び備考３を削る。

様式第四中「㊞」及び備考３を削り、備考４を備考３とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○経済産業省国土交通省令第四号

石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）を実施するため、石油パイプライン事業法施行規則及び石油パイプライン事業の業務の監督に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉

石油パイプライン事業法施行規則及び石油パイプライン事業の業務の監督に関する省令の一部を改正する省令

（石油パイプライン事業法施行規則の一部改正）

第一条　石油パイプライン事業法施行規則（昭和四十七年通商産業省運輸建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「㊞」及び備考８を削る。

様式第二中「㊞」及び備考９を削る。

様式第三及び様式第四中「㊞」及び備考２を削り、「備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。」を「備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。」に改める。

様式第五及び様式第六中「㊞」及び備考３を削る。

様式第七中「㊞」及び備考２を削り、「備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。」を「備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。」に改める。

様式第七の二及び様式第八中「㊞」及び備考４を削る。

様式第九中「㊞」及び備考２を削り、「備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。」を「備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。」に改める。

（石油パイプライン事業の業務の監督に関する省令の一部改正）

第二条　石油パイプライン事業の業務の監督に関する省令（昭和四十七年通商産業省運輸省令第五号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「㊞」及び備考２を削り、「備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。」を「備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。」に改める。

様式第二中「㊞」及び備考３を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省環境省令第五号

工業用水法（昭和三十一年法律第百四十六号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、押印を求める手続の見直し等のための経済産業省・環境省関係省令の一部を改正する省令を次のとおり定める。

令和二年十二月二十八日

経済産業大臣　梶山　弘志
環境大臣　小泉進次郎

押印を求める手続の見直し等のための経済産業省・環境省関係省令の一部を改正する省令

（工業用水法施行規則の一部改正）

第一条　工業用水法施行規則（昭和三十二年通商産業省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所　印　」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所」に改め、備考４を削る。

様式第四中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所　印　」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所」に改め、備考３を削る。

様式第六中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所　印　」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所」に改め、備考４を削る。

様式第九及び様式第十中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所　印　」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所」に改め、備考３を削る。

様式第十一中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所　印　」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所」に改め、備考４を削る。

様式第十二中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所　印　」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所」に改め、備考５を削る。

様式第十三中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所　印　」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所」に改め、備考３を削る。

（使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成十四年経済産業省環境省令第七号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「㊞」及び備考４を削る。

様式第二中「㊞」及び備考２を削り、備考１を備考とする。